

岸和田市建設工事指名業者等級格付基準要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岸和田市が発注する建設工事に係る指名業者の等級格付基準について必要な事項を定める。

(等級格付の対象工事)

第2条 格付の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、土木、建築、電気、管、造園及び舗装工事とする。

(等級格付の対象業者)

第3条 等級格付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象工事について岸和田市指名競争入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）のうち、市内業者及び準市内業者とする。

2 前項における市内業者の取扱いについて、次に掲げる事項を満たしているものに適用するものとする。

(1) 市内に法人登記における本店を置き、かつ、市内に建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第3条に規定する建設業の許可における主たる営業所を置く業者

(2) 市内に代表者の住所を置き、かつ、市内に建設業法第3条に規定する建設業の許可における主たる営業所を置く個人業者

3 第1項における準市内業者の取扱いについては、前項に規定する市内業者を除き、各号の内ア、イのいずれかの事項を満たしているものに適用するものとする。

(1) 法人

ア 市内に建設業法第3条に規定する建設業の許可における従たる営業所のみを置くもの

イ 市外に法人登記における本店を置き、かつ、市内に建設業法第3条に規定する建設業の許可における主たる営業所を置くもの

(2) 個人業者

ア 市内に建設業法第3条に規定する建設業の許可における従たる営業所のみを置くもの

イ 市外に代表者の住所を置き、かつ、市内に建設業法第3条に規定する建設業の許可における主たる営業所を置くもの

4 第2項第1号の業者の特例措置として、本店所在地を市外へ移転し、本市に引き続き継続的に営業所若しくは支店を有する場合で、次に掲げる事項を全て満たしているものについて、本店所在地を市外へ移転した後も市内業者として認めるものとする。

(1) 土木工事はA1、建築工事はAB1、電気工事はA、管工事・造園工事・舗装工事はAの等級（以下「最上位等級」という。）で継続して20年以上（複数（土木・建築・舗装等）の業種に在籍する場合は、1業種における在籍年数とし、他業種においても最上位等級に格付されていること）を有して、直前5年間に岸和田市指名競争入札指名停止要綱（以下「指名停止要綱」という。）による指名停止措置がなされた事実がないこと。

(2) 本市発注工事等を受注し、すべて誠実に履行して地域経済を支え、災害時等には、要請に応じて本市に寄与できうる協力体制の整備がなされていること。

5 前項の規定に基づく特例措置を受けた後に、他業種での登録申請があった場合の追加業種については、準市内業者として取扱うものとする。

(等級格付の方法)

第4条 対象者の等級格付は、建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査結果（毎年2月の指名競争入札参加資格審査申請時に提出された有効な経営事項審査結果通知書又は3月末日までに受理した最新の経営事項審査結果通知書）による総合評定値に、次の各号に掲げる主観点数（本市における3ヶ年の合計工事成績点、3ヶ年の合計工事評点及び前年度の工事評点、福祉点及び労働安全対策点）を加算した総合点数とする。ただし、工事实績のない対象者の工事成績点の取扱いについては、工事成績評定書の標準点（以下「標準点」という。）の80%又は90%を付与する。

(1) 工事成績点

現在採用している工事成績評定書により算出された点数

(2) 工事評点

工事成績点から標準点（60点）を差し引いた点数

(3) 福祉点

岸和田市内の事業所に在籍する障害者（身体障害者手帳等の交付を受けている労働者）の雇用人数（ただし、障害者の雇用の促進に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率を超える人数のみとする。）に8点を乗じた点数

(4) 労働安全対策点

建設業労働災害防止協会への加入に応じて8点

2 新規登録業者は、土木工事・建築工事はE、電気工事・管工事・造園工事はC、舗装工事はDの等級（以下「最下位等級」という。）に格付する。

3 準市内業者は、土木工事はA1・A2・a2、建築工事はAB1・AB2・ab2、電気工事はA・a、管工事・造園工事・舗装工事はAの等級に格付しない。また、別表（昇格基準）における総合順位についても準市内業者を除いた順位とする。

4 岸和田市指名競争入札参加資格を有していない期間（以下「未登録期間」という。）が生じた対象者の登録復帰後の格付は次の各号によるものとする。ただし、登録復帰前の在籍期間と工事实績については無効とする。

(1) 未登録期間が1年を超えるものについては、最下位等級に格付する。

(2) 未登録期間が1年以下のものについては、第6条の規定に該当した場合を除き従前在籍の格付とする。ただし、第7条に規定する緩和措置は適用しない。

(3) 前号の規定にかかわらず、岸和田市指名競争入札参加資格を辞退したことにより未登録期間が生じたものについては、最下位等級に格付する。

5 市内業者及び準市内業者が市外業者となり格付されない期間（以下「未格付期間」という。）が生じた対象者の復帰後の格付は次の各号によるものとする。ただし、復帰前の在籍期間と工事实績については無効とする。

(1) 未格付期間が1年を超えるものについては、最下位等級に格付する。

(2) 未格付期間が1年以下のものについては、第6条の規定に該当した場合を除き従前在籍の格付とする。ただし、第7条に規定する緩和措置は適用しない。

(等級格付の昇格)

第5条 等級昇格は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 金銭的信用状況に問題なく、経営状況が健全であること。

(2) 前年度において、指名停止等の措置を受けていないこと。

(3) 事業所表示の看板等があり、事務所の形態が不備でないこと。

(4) 前年度において、指名通知辞退の場合、連絡の不備がないこと。入札に関し、無届で遅刻又は欠席をしていないこと。

- (5) 当該等級に格付されている期間において、工事成績点が標準点以上の工事实績を有し、複数の工事实績のある場合は、直近の工事成績点が標準点以上であること。但し、最下位等級については、適用しない。
- (6) 3箇年の工事評点合計はマイナス点を有しないこと。但し、マイナス1点未満は不問とする。

2 前項各号に定める要件のほか、等級格付の昇格は、別表（昇格基準）による。

（等級格付の降格）

第6条 等級降格は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、1等級の降格を行うものとする。

- (1) 不渡り手形の発行、銀行取引停止等の事実があり、経営状況が不健全であると判断されるとき。
- (2) 建設業法に基づく営業停止処分を受けたとき。

2 前項各号に定める要件のほか、等級格付の降格は、別表（降格基準）による。

（等級降格の緩和等）

第7条 別表（降格基準）（ただし、同表その他③の欄に定める「特定建設業の許可なし」の基準を除く。）に該当することにより降格の対象となる者の等級は、緩和措置として当該年度中に限り、従前の等級をもって格付する。この場合において、当該年度中に別表（降格基準）の基準に該当しなくなったときは、当該年度の翌年度の等級は、従前の等級に留めるものとする。

2 別表（降格基準）その他③の欄に定める「特定建設業の許可なし」の基準に該当することにより等級の降格を受けた対象者が当該年度中に建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けたときは、第5条第1項第1号から第4号まですべての要件を満たす場合に限り、当該許可を受けた日以後に到来する最初の7月1日から当該降格前の等級をもって格付けするものとする。

（申し出による等級格付の降格）

第8条 等級の降格を希望する者は、毎年4月1日から4月末日（土日、祝日を除く）までに、書面で等級の降格を申し出ることができる。

申し出による等級格付の降格は、別表（申し出による降格基準）による。

この場合、本要領の昇格基準、降格基準に関わりなく、7月1日の等級格付時に降格を行い、優良業者に該当する場合も対象外とする。

申し出により降格した者は、降格時から5年間は、その等級に留まるものとし（降格対象となる場合を除く）、昇格基準の在籍年数計算も5年を経過した後から計算する。

（等級格付の有効期間）

第9条 この要領に基づき決定された、等級格付の有効期間は、毎年7月1日から1年間とする。

（対象工事の発注工事費区分）

第10条 対象工事の発注工事費区分は、等級区分に対応する発注標準金額表に定めるとおりとする。

2 対象工事を発注する際に当該工事に係る確定した附帯工事がある場合は、各々の設計金額の合計額をもって発注工事費とする。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項又はこの要領によりがたい事項については、岸和田市建設工事等請負業者指名委員会の議を経て定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 17 年 7 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

昇 格 基 準

土木工事

昇格内容	総合順位①	客観点数②	在籍年数③	特記事項④
A2 → A1	15 位以内	860 点以上	4 年以上	
a2 → A2	—	—	2 年以上	
B → a2	10 位以内	710 点以上	5 年以上	特定建設業の許可を有し、監理技術者証を有する監理技術者を雇用
C → B	—	610 点以上	4 年以上	
D → C	—	460 点以上	2 年以上	
E → D	—	—	2 年以上	

建築工事

昇格内容	総合順位①	客観点数②	在籍年数③	特記事項④
AB2 → AB1	15 位以内	860 点以上	4 年以上	
ab2 → AB2	—	—	2 年以上	
C → ab2	10 位以内	660 点以上	5 年以上	特定建設業の許可を有し、監理技術者証を有する監理技術者を雇用
D → C	—	460 点以上	2 年以上	
E → D	—	—	2 年以上	

電気工事

昇格内容	総合順位①	客観点数②	在籍年数③	特記事項④
a → A	10 位以内	—	—	
B → a	5 位以内	560 点以上	3 年以上	
C → B	—	—	3 年以上	

管工事

昇格内容	総合順位①	客観点数②	在籍年数③	特記事項④
B → A	—	560 点以上	4 年以上	
C → B	—	—	3 年以上	

造園工事

昇格内容	総合順位①	客観点数②	在籍年数③	特記事項④
B → A	—	560 点以上	3 年以上	
C → B	—	—	3 年以上	

舗装工事

昇格内容	総合順位①	客観点数②	在籍年数③	特記事項④
B → A	5 位以内	660 点以上	5 年以上	特定建設業の許可を有し、監理技術者証を有する監理技術者を雇用
C → B	—	560 点以上	3 年以上	舗装率 50%以上
D → C	—	—	3 年以上	

* 在籍年数は連続して当該ランクに格付されていること

* 昇格は、①、②、③、④すべての要件を満たす者

降 格 基 準

土木工事

降格内容	総合順位①	客観点数②	その他③
A1 → A2	40 位以下	760 点未満	—
A1. A2. a2 → B	—	710 点未満	特定建設業の許可なし
B → C	—	610 点未満	—
C → D	—	460 点未満	—

建築工事

降格内容	総合順位①	客観点数②	その他③
AB1 → AB2	15 位以下	760 点未満	—
AB1. AB2. ab2 → C	—	660 点未満	特定建設業の許可なし
C → D	—	460 点未満	—

電気工事

降格内容	総合順位①	客観点数②	その他③
A. a → B	—	560 点未満	—

管工事

降格内容	総合順位①	客観点数②	その他③
A → B	—	560 点未満	—

造園工事

降格内容	総合順位①	客観点数②	その他③
A → B	—	560 点未満	—

舗装工事

降格内容	総合順位①	客観点数②	その他③
A → B	—	660 点未満	特定建設業の許可なし
B → C	—	560 点未満	

＊ 降格は、①、②、③のどれか一つの要件に該当する者

申し出による降格基準

土木	A1 A2 a2	→	B
	B	→	C
	C	→	D
	D	→	E
建築	AB1 AB2 ab2	→	C
	C	→	D
	D	→	E
舗装	A	→	B
	B	→	C
	C	→	D
電気	A a	→	B
	B	→	C
管（衛生）	A	→	B
	B	→	C
造園	A	→	B
	B	→	C